

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の 一部改正について

令和 2 年 4 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法令上、水素自動車等の燃料装置用ボンベ及び附属品を自動車間で転載した場合は、数年ごとの定期検査（容器再検査・附属品再検査）において不合格としている。有識者委員会における議論の結果を踏まえ、一定条件を満たす場合には、自動車間で転載を行った場合にも定期検査を合格できるものとし、転載を可能とすることとする。

(2) 改正を行う法令

- ・ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成 9 年通商産業省告示第 150 号）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第 1 号）

2. 改正の内容

現行法令上、水素自動車や天然ガス自動車の燃料装置用ボンベ及び附属品の再検査においては、「異なる自動車又は二輪自動車に装置されたものがないものであること」を合格要件としており、これを満たさない場合は不合格となる（つまり、これらのボンベ等を異なる自動車や二輪自動車の間で転載することは事実上認められていない）。

このため、水素自動車等の車両の使用を停止する場合に、搭載された燃料装置用ボンベ及び附属品の健全性が保たれており、かつ使用可能期間が残存している場合であっても、当該ボンベ及び附属品は廃棄されることが通常であった。一方で、安全性の担保を前提に、自動車間で転載を行うニーズがあった。

これを踏まえ、有識者委員会において、燃料電池産業用車両及び圧縮天然ガス自動車の燃料装置用ボンベ及び附属品の転載を認めるための条件について検討を行い、適切な方法により転載・保管を行う場合にあっては、転載を行っても差し支えない旨、結論を得た。委員会における議論に基づき策定された以下いずれかのガイドライン・マニュアルに従い、転載を行ったボンベ及び附属品については、容器再検査及び附属品再検査を合格できるものとする。

- ・ 「燃料電池産業車両用電源ユニットの転載に関する安全ガイドライン」（一般社団法人日本産業車両協会規格 JIVAS-F32:2020）
- ・ 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品転載マニュアル」（一般社団法

3. スケジュール

令和 2 年 4 月 1 7 日～令和 2 年 5 月 1 6 日 : パブリックコメントの実施

令和 2 年 6 月 : 公布 (予定)

令和 2 年 7 月 : 施行 (予定)

以上